

労働者健康安全機構の組織・業務見直し法案

【独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

平成28年4月に労働安全衛生総合研究所が労働者健康安全機構（旧 労働者健康福祉機構）に統合されたが、その統合に当たっては、政策実施機能の強化や組織運営の効率化のための方針等が不明確であった。

→ 労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について、見直しを行う必要がある。

政府は、（独）労働安全衛生総合研究所の（独）労働者健康安全機構への統合による業務の効率化及び改善の状況等を勘案し、（独）労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行う。